

職場の健康保険に加入した場合は、国保の資格喪失（脱退）の届出が必要です。

国民健康保険は、職場の健康保険に加入しても、自動的に資格喪失（脱退）にはなりません。（職場は、市へ届出を行いません。）職場の健康保険に加入した場合は、国保年金課又は各支所・出張所の窓口で資格喪失（脱退）の届出をしてください。

※窓口に来られない場合、郵送で届出をすることができます。市ホームページより届出様式を印刷し、『国保の保険証（国保をやめる方全員分）』・『職場の健康保険証（国保をやめる方全員分）のコピー』・『世帯主の本人確認ができるもの（運転免許証等）のコピー』・『世帯主のマイナンバーが分かるもののコピー』を添付して郵送してください。※届出様式のダウンロードが困難な場合は、国保を脱退する旨のメモ書き等でも構いません。

郵送先：〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号 東広島市国保年金課国保係 宛

市ホームページは「東広島市 国保 届出」で検索するか、右の二次元バーコードからアクセスしてください。



国保の手続きに必要なもの一覧

次の手続きには、それぞれ記載する書類のほか、以下の書類が必要です。

①手続きに来られる方の本人確認できるもの（**運転免許証、パスポート等**） ②世帯主の個人番号が確認できるもの（**マイナンバーカード等**）
加入者本人または同世帯のご家族以外の方が手続きに来られる場合は、**委任状**が必要です。

	こんなとき	手続きに必要なもの
国保に入る	東広島市に転入（入国）または出生	市民課での転入手続き後に国保の加入手続きをしてください。
	他の健康保険をやめた	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険資格喪失証明書（職場等から発行されます。）または離職票（離職者本人のみが加入する場合） ※以上のものが無い場合は、直前に勤務していた職場（健康保険の適用あり）の名称と電話番号をお伝えください。職場に健康保険の資格喪失日等を電話確認しますが、職場によっては確認できない場合があります。
	任意継続をやめた	<ul style="list-style-type: none"> 任意継続の期間満了の場合 任意継続の保険証（国保に切り替える方全員のもの）または健康保険資格喪失証明書 任意継続を途中でやめる場合 任意継続の保険証（国保に切り替える方全員分）および任意継続の保険料納付書（未払いのもので前納でないもの）、または資格喪失通知書
	生活保護の廃止（停止を含む）	<ul style="list-style-type: none"> 保護決定通知書
国保をやめる	東広島市から転出（出国）	<ul style="list-style-type: none"> 国保の保険証
	他の健康保険に加入	<ul style="list-style-type: none"> 国保の保険証（国保をやめる方全員分） 職場の健康保険の保険証（国保をやめる方全員分） ◎郵送の場合：『市HP掲載の届出様式（※）』・『国保の保険証（国保をやめる方全員分）』・『職場の健康保険証（国保をやめる方全員分）のコピー』・『世帯主の本人確認ができるもの（運転免許証等）のコピー』・『世帯主のマイナンバーが分かるもののコピー』を郵送してください。 ※届出様式のダウンロードが困難な場合は、国保を脱退する旨のメモ書き等でも構いません。
	生活保護を受け始めた（停止解除を含む）	<ul style="list-style-type: none"> 国保の保険証 保護決定通知書
	死亡した（葬祭費の申請）	<ul style="list-style-type: none"> 国保の保険証（世帯主が亡くなられた場合は、同世帯の家族全員の国保の保険証） 『埋火葬許可証』（火葬確認日時および確認者の氏名・捺印があるもの）、『会葬御礼はがき』または『葬儀費用支払証明書（亡くなられた方の氏名の記載があるもの）』 葬祭費の振込先口座の分かるもの

★ページ一口座振替受付サービスで簡単に登録できます 対象金融機関：広島銀行、もみじ銀行、ゆうちょ銀行・郵便局、広島中央農業協同組合
キャッシュカードとご本人確認できるものをお持ちください。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方の 令和4年度国民健康保険税の減免について

次のいずれかの要件に該当される方は減免の適用を受けられる場合があります。申請の方法等は、東広島市ホームページ等でお知らせいたします。詳しくは東広島市国保年金課へお問い合わせください。

- ① 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者（※）が死亡しまたは重篤な傷病を負った世帯
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者（※）の令和4年中の事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入（以下「事業収入等」）のいずれかの減収が見込まれ、次の（1）～（3）全てに該当する世帯
 - （1） 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填される金額を除く）が令和3年中の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
 - （2） 世帯の主たる生計維持者（※）の令和3年中の合計所得金額が1,000万円以下であること。
 - （3） 減少することが見込まれる事業収入等以外の世帯の主たる生計維持者（※）の令和3年中の合計所得金額が400万円以下であること。

※世帯の主たる生計維持者とは、国保上の世帯主または国保加入者のうち令和3年中の所得が一番多い方です。

【お問い合わせ先】

東広島市健康福祉部国保年金課（本館 1階）

電話：082-420-0933（土曜日、日曜日、祝日を除く平日8時30分～17時15分）

国民健康保険税の支払いが困難になった方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険税のお支払いが困難になった方に対し、お支払いの猶予等の相談に応じていますので、東広島市財務部収納課へお問い合わせください。

なお、国民健康保険税の減免とは異なりますので、ご注意ください。

【お問い合わせ先】

東広島市財務部収納課（本館 5階）

電話：082-420-0912（土曜日、日曜日、祝日を除く平日8時30分～17時15分）